

石綿による疾病に
気づいていない方を探しています。

石綿による疾病は、
数十年前の仕事でも発症します。

●もう一度思い出してください。

- 過去に石綿を取り扱う仕事をしていたことはありませんか。
または、
- 過去に仕事で石綿を吸い込んだ可能性はありませんか。

●今、お体は大丈夫ですか。

- 息切れ、せき、胸が苦しい等の症状が出ていませんか。
※石綿による疾病では、呼吸器系の症状がよく現れます。
- 中皮腫、肺がん等の病気で療養されていませんか。
※石綿を吸い込んだ方に発症することのある病気です。

●ご家族などで…

- 中皮腫、肺がん等で亡くなられた方はいませんか。

お心当たりのある方は、最寄りの労働基準監督署又は
都道府県労働局に、ご遠慮なくご相談ください。

石綿による疾病と認められた場合、

労災保険給付 又は 特別遺族給付金を受けられる場合があります。



※特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までです。

平成18年3月26日までに石綿による疾病で亡くなった労働者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方が対象です。

※労災保険給付の請求についても請求期限(時効)があります。

療養補償給付・休業補償給付の時効は2年、遺族補償給付の時効は5年です。

仕事や症状の種類は、厚生労働省ホームページの「石綿情報」をご参照ください。
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>

※石綿の業務に従事していた場合、健康管理手帳が交付され、健康診断を受けられる場合があります。
※労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構
ホームページ(<http://www.erca.go.jp/asbestos/>)をご参照ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

